

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生活保護名簿ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 福祉部 生活支援課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 本籍・国籍、6 住所、7 電話番号、8 学業・学歴、9 職業・職歴、10 資格、11 賞罰、12 成績・評価、13 職業上の地位、14 所得・収入、15 資産の状況、16 課税・納税、17 取引の状況、18 債務の状況、19 口座番号、20 体格・体力、21 運動能力、22 健康状態、23 写真、24 家族状況、25 親族状況、26 婚姻、27 居住状況、28 社会的活動、29 趣味・嗜好
記録範囲	生活保護受給者（過去の受給者を含む）
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関、他の官公庁、民間・私人（本人の同意がある、法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	中国残留邦人等及び特定配偶者名簿ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 福祉部 生活支援課
個人情報ファイルの利用目的	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 本籍・国籍、6 住所、7 電話番号、8 学業・学歴、9 職業・職歴、10 資格、11 賞罰、12 成績・評価、13 職業上の地位、14 所得・収入、15 資産の状況、16 課税・納税、17 取引の状況、18 債務の状況、19 口座番号、20 体格・体力、21 運動能力、22 健康状態、23 写真、24 家族状況、25 親族状況、26 婚姻、27 居住状況、28 社会的活動、29 趣味・嗜好
記録範囲	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関、他の官公庁、民間・私人（本人の同意がある、法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生活困窮者相談ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 福祉部 生活支援課
個人情報ファイルの利用目的	生活困窮相談を受け付け、必要な支援や機関につなぎ自立を支援する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 本籍・国籍、5 住所、6 電話番号、7 学業・学歴、8 職業・職歴、9 資格、10 賞罰、11 成績・評価、12 職業上の地位、13 所得・収入、14 資産の状況、15 課税・納税、16 債務の状況、17 体格・体力、18 運動能力、19 健康状態、20 家族状況、21 親族状況、22 婚姻、23 居住状況、24 社会的活動、25 趣味・嗜好
記録範囲	生活困窮の相談者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の市の機関、他の官公庁、民間・私人（本人の同意がある、法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	老人ホーム入所措置台帳
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 生活支援課
個人情報ファイルの利用 目的	老人ホーム等への入退所に関わる事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 本籍・国籍、6 住所、7 電話番号、8 学業・学歴、9 職業・職歴、10 生活歴、11 所得・収入、12 資産の状況、13 課税・納税、14 債務の状況、15 体格・体力、16 運動能力、17 健康状態、18 家族状況、19 親族状況、20 婚姻、21 居住状況、22 社会的活動、23 趣味・嗜好
記録範囲	65 歳以上で環境上の理由及び経済的理由により、居宅において適切な養護を受けることが困難な者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	老人ホーム入所判定委員
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 生活支援課
個人情報ファイルの利用 目的	老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 1 条 の規定に基づく老人ホームへの入所措置及び措置 継続の可否を判定するため、本庄市老人ホーム入所 判定委員会を設置。
記録項目	1 氏名、2 職業・職歴
記録範囲	本庄保健所長、医師、老人福祉施設代表者、市の職 員
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者虐待防止に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 生活支援課
個人情報ファイルの利用 目的	本庄市における高齢者に対する虐待の防止のため の方策や支援についての協議に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 職業・職歴
記録範囲	高齢者虐待防止ネットワーク会議委員
記録情報の収集方法	他の市の機関（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	成年後見制度に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 生活支援課
個人情報ファイルの利用 目的	市長申立による成年被後見人等及び成年後見人等 の把握
記録項目	1 氏名、2 生年月日等、3 電話番号、4 職業・職歴、 5 資格
記録範囲	成年被後見人等、成年後見受任者
記録情報の収集方法	他の市の機関、他の官公庁（本人の同意がある、法 令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者総合相談に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 生活支援課
個人情報ファイルの利用 目的	相談があった者の把握及び支援
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号
記録範囲	相談者及び対象者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	福祉総合相談に関する事務
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 福祉部 生活支援課
個人情報ファイルの利用目的	相談があった者の把握及び支援
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号
記録範囲	相談者及び対象者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひきこもり支援記録
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 福祉部 生活支援課
個人情報ファイルの利用 目的	ひきこもり相談があった者の把握及び支援
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 連絡先、5 生活歴、 6 学業・学歴、7 職業・職歴、8 健康状態・通院歴、 9 家族状況、10 親族状況、11 趣味・嗜好
記録範囲	相談者及び対象者
記録情報の収集方法	本人、家族
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備考		